

# 子「どうしよう」…困ったときのお助け 育て応援タクシー利用補助金を活用してください

問い合わせ	こども課子育て支援室 ☎ 75 - 8939 (直通)	記事 ID	0057746
	または各支所地域振興課地域福祉室		

妊婦さんの陣痛時やお子さんの具合が悪い時に利用するタクシーの料金を補助します。

## 【対象者】

村上市に住民票のある、以下に該当する人

- ①妊婦
- ②乳幼児（3歳に到達後、最初の3月31日まで）の保護者

## 【補助内容】

- ①妊婦の場合（陣痛時）、自宅または里帰り先から医療機関までの片道のタクシー料金を全額補助。1回の妊娠につき1回のみで上限30,000円。  
※ただし、他に運転できる人がいる場合は除きます
- ②乳幼児の保護者の場合（子どもの具合が悪い時）、自宅や里帰り先から医療機関まで、または医療機関から自宅や里帰り先までのタクシー料金を半額補助。片道当たりの上限7,500円。  
※ただし、保護者の他に運転できる人、または介添人がいる場合は除きます

## 【申請方法】

- ①タクシーを利用して領収書をもらう。
- ②申請に必要なものを用意して申請窓口へ提出する。

## 【申請に必要なもの】

- ①申請書（申請窓口にあります）
- ②タクシー事業者が発行する領収書
- ③タクシー利用日に医療機関を受診したことを証明できるもの（医療機関が発行する領収書など）
- ④通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤母子健康手帳（妊婦の場合）

## 【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分  
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）



# ばすのーと（相談支援ファイル）を配布しています

問い合わせ	福祉課福祉政策室 ☎ 53 - 2111 (内線 2321)	記事 ID	0044575
-------	--------------------------------	-------	---------



赤色



青色

## ばすのーと（育ちのーと）

母子手帳とともに活用することで、赤ちゃんから大人になるまでの情報を共有し、総合的に成長をとらえ、子どもの育ちを応援するためのものです。

出生時に保健医療課、各支所地域振興課で配布する子育て応援ファイルに入っています。

## ばすのーと（支援のーと）

アレルギー、てんかん、発達障がい、その他の疾患など、支援を必要とするお子さんに配布します。これを活用することで、「気をつけなくてはならないこと」を毎回説明することなく、正確な情報を示すことができます。

希望する人には、福祉課、各支所地域振興課、相談支援事業所などで配布しています。

お子さんの成長や経過などを記録するためのファイル「ばすのーと（相談支援ファイル）」を希望者に無料配布しています。

各ライフステージにおいて、スムーズな情報の引継ぎ・共有が図られることで、一貫したよりよいサポートが受けやすくなることを目的としています。

市ホームページでもダウンロードできます。「ばすのーと」で検索してね。



イラスト：haruka・YUMM